平成２２年（フ）第２２７号
山口県光市室積５丁目８番27号
債務者　松本　昌雄
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２３４号
山口県周南市大字久米1087番地の１　高田団地76～502号
債務者　三浦　博喜
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第９８０号
熊本市春日５丁目22番１号
債務者　園田美和子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２９２号
青森県八戸市大字大久保字町道16番地26、前住所青森県八戸市大字湊町字中沢巻目３番地56
債務者　大島　靖子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２９３号
青森県八戸市大字大久保字町道16番地26、前住所千葉県市川市田尻５丁目３番６―304号センテ・コスモ市川
債務者　大島　久男
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
群馬県太田市龍舞町2093番地３
債務者　對比地　勝
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５１号
千葉県香取市佐原イ3745番地１　グリーンハイツ103
債務者　藤﨑　沙織
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第９０号
滋賀県長浜市新庄寺町112番地21
債務者　吉田　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
三重県度会郡南伊勢町礫浦75番地57
債務者　青木　　壽
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
三重県志摩市大王町波切657番地３
債務者　城山かづゑ
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
三重県伊勢市桜木町116番地109
債務者　小林志津佳
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
岡山県倉敷市真備町有井1621番地７
債務者　板谷　祥男
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４８０号
岡山県笠岡市園井2043番地
債務者　高橋　泰子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
山形県酒田市中町２丁目２番31号、前住所東京都青梅市東青梅３丁目24番地の17　コスモ河辺305号
債務者　佐藤　　齊
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第３６６号
群馬県高崎市新後閑町７―10　ＫＡＢＥホームズⅡ　201、住民票上の住所群馬県桐生市相生町１丁目15番地
債務者　鈴木和貴子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３７２号
群馬県高崎市倉賀野町1803番地６　シャルム高崎・倉賀野303、外国人登録原票上の住所群馬県高崎市中居町２丁目４番地７　市住13棟359号
債務者　松本祥子こと　李　　小革
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４０２号
群馬県高崎市城山町１丁目４番地１　県住Ｆ棟85号
債務者　高橋　　猛
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
前橋地方裁判所高崎支部